

厚岸町規則第21号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第126条を次のように改める。

（無効入札）

第126条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) 初度の入札において、入札金額の工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書に未記入等の不備があった者がした入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

第150条第1項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。